○国土交通省告示第八百八十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年五月二十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2027	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　６ＡＥ７	スズキ　ＤＢＡ－ＭＭ２１Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊞G－2067	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　６ＡＥ12	スズキ　ＣＢＡ－ＭＭ２１Ｓ	〃
㊞G－2131	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　６ＡＴ２	マツダ　ＤＢＡ－ＭＭ２１Ｓ（過給器付原動機搭載車に限る）	〃
㊞G－2132	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　６ＡＴ６	マツダ　ＣＢＡ－ＭＭ２１Ｓ（過給器付原動機搭載車に限る）	〃

○国土交通省告示第八百八十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年六月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2123	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＫＲ－ＦＥ６	トヨタ　ＤＢＡ－ＫＧＣ35	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百八十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年六月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2126	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　６ＫＲ－ＦＥ－２	ダイハツ　ＤＢＡ－Ｍ610Ｓ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第八百八十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、オラフォルリフレクティブソリューションズ株式会社から、指定製作者等の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新

オラフォルリフレクティブソリューションズ株式会社　リフレクサイト株式会社

旧

2．変更年月日

平成24年４月３日

○国土交通省告示第八百八十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、矢崎エナジーシステム株式会社から、指定製作者等の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新

矢崎エナジーシステム株式会社

旧

矢崎計器株式会社

2．変更年月日

平成24年６月21日

○国土交通省告示第八百八十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5087号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び吸気併用式以外のもの）　ＴＫ－170型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉１丁目１番34号
第5088号	〃　ＴＫ－180型	〃	〃

○国土交通省告示第八百九十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－493号	仕切り隔壁（Ａ60級）　ＴＫＡＢ－３Ｂ	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の１

○国土交通省告示第八百九十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年七月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ－394号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	宇部興産株式会社　Ｕ／Ｄシップレベラー	プライマーコート及びトップコートの材料を変更した仕様を追加

○中国地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月六日

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　岡山県英田郡西粟倉村大字影石字安村川戸二九五番一から同村大字影石字向エ山三二四番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局長　戸田　和彦　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所並びに同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月六日